

2023年12月26日（火）

消費者スマイル基金ニュース（第58号）

● 「消費者団体訴訟等支援法人」の認定を受けました



当基金は、2023年12月20日、「消費者団体訴訟等支援法人」の認定を受けました。皆様からの寄付金を主な原資として、（特定）適格消費者団体及び適格認定を目指す団体への助成を行い、2017年4月設立後、消費者被害の拡大防止や被害回復等の活動を行ったのべ65団体に対し総額1760万円の助成を行いました。それらの活動実績を評価いただき、この度、内閣総理大臣より「消費者団体訴訟等支援法人」として認定され、助成事業に加え、次のような業務を実施することが可能となりました。今後、各業務の準備をすすめてまいります。引き続きのご支援をお願い申し上げます。

消費者団体訴訟等支援法人として実施できる業務

（以下、消費者裁判手続特例法を「特例法」と略す。）

1. 消費者団体訴訟（被害回復）の簡易確定手続を支援。（特例法98条2項1、2号）



消費者への通知、連絡、分配等の実務を支援

2. 消費者団体訴訟制度に係る広報、公表を促進。（特例法98条2項3、4号）

消費者庁設置の消費者団体訴訟制度に係るポータルサイトの運用に協力

- (1) 特定適格消費者団体（以下、団体という。）の活動を分かりやすく紹介。
- (2) 消費者からの情報提供を受け、団体に紹介。等

3. 団体間の交流を促進する。（特例法98条2項3号）



認定証交付式

●消費者スマイル基金は認定 NPO 法人です！

当基金への寄付金が税額控除の対象になります。この機会に、ぜひ寄付をお考えください。

* 認定 NPO 法人とは *

- **公益性が高く**、運営組織や事業活動を適切に行い且つ一定の認定基準に適合していると行政に認められた団体です。
- 毎事業年度 1 回事業報告書等を所轄庁に提出し、情報公開が義務付けられています
- 寄付者に対して**税制上の優遇措置**がとられます。



・個人の場合

① 所得控除 又は 税額控除 (お好きなほうをお選びいただけます)

② 住民税控除

といった 2 つの控除が受けられます。

・ 相続又は遺贈により財産を取得した場合

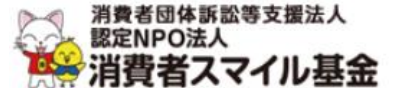
寄附した財産の価格は相続税の課税対象から除かれます。

・ 法人の場合

一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。

* 確定申告の際に必要な領収書は来年 1 月下旬ごろにお送りいたします。

【連絡先】 消費者団体訴訟等支援法人 認定 NPO 法人 消費者スマイル基金 事務局
TEL 03-5216-7767 FAX 03-6256-9115
e-mail consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp URL <http://www.smile-fund.jp/>



寄付受付中! 会員の方は入金の際、上記メールアドレスへご一報お願いします。

寄付口座はこちら ↓ 大変恐縮ですが、振込手数料はご負担をお願いします。

三菱 UFJ 銀行 麹町支店(616) 普通 0311226 □座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金寄附金口
ゆうちょ銀行 019 (セロイキヨ) 店 当座 0587920 □座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金